

第6章 分野別施策の方向

1 障がいのある人の権利を守ります

障がいがあるために差別を受けたり、いやな思いをしたことが「ある」と答えた人の割合は低下してきています。しかし、精神障がいのある人や障がい児では依然として40%以上の方が「ある」と答えています。また、差別を受けたり、いやな思いをした場面で最も多いのが「地域社会」であり、日中活動の場である「職場」や「学校」がそれに次いで多いという結果です。

福祉教育の推進やあらゆる機会を活用して啓発活動に努め、障がいの特性や障がいのある人についての正しい理解を促進します。また、障がいを理由とした差別の解消、合理的配慮の提供、障がいのある人の権利擁護に努め、だれもが暮らしやすいまちをめざします。

(1) 権利擁護支援の推進 **重点施策**

(2) 障がいに関する理解の促進

- 障がいのある人があらゆる分野に参画できるよう、広報こまき、こまき社協だより、各種研修会等を通して、広報、啓発に努めます。
- 市職員が障がいと障がい者問題についての理解を深め、各部署における障がい者施策や窓口対応において合理的配慮が提供され、より適切に行われるよう、新規採用職員の福祉・介護体験、人権研修などの職員研修を通して啓発に努めます。
- 小学校、中学校、高等学校等は、市社会福祉協議会、社会福祉施設、NPO法人等と連携して、ボランティア活動、福祉実践教室等に取り組みます。
- 小・中学校と特別支援学校との交流、あさひ学園と幼稚園・保育園との交流などを行い、相互理解を深める教育の推進に努めます。

(3) 差別解消の推進

- 障害者差別解消法、愛知県障害者差別解消推進条例の施行を踏まえ、より一層の心のバリアフリーを推進する啓発・教育活動に努め、障がいを理由とする差別の

解消を推進します。

- 事業者等による差別的取り扱いや合理的配慮の不提供等の相談を受け付けた際は、当該事業者に対して差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供等、障害者差別解消法の趣旨を説明して、理解を得るよう努めます。
- 市の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に沿って職員が適切な対応を行えるよう研修を行い、資質向上を図ります。
- 障害者差別解消支援地域協議会は、その機能を自立支援協議会に置き、相談支援事業所、小牧市長寿・障がい福祉課が具体的な差別に関する相談窓口として対応します。

(4) 虐待の防止

- 虐待を未然に防ぐことができるよう、相談員や地域包括支援センター等の支援者に働きかけるとともに、地域で孤立することがないように、民生委員等へ協力を呼びかけます。
- 障がい者虐待に関する相談や、養護者、障がい者福祉施設従事者及び使用者による障がい者虐待についての通報・届出については、小牧市障害者虐待防止センター（小牧市長寿・障がい福祉課）で対応します。
- 虐待通報があった場合の対応マニュアルを作成し、速やかに対応できるような体制の整備に努めます。

(5) 地域福祉活動の推進

- ボランティア活動の窓口となる社会福祉協議会と連携し、障がいのある人の余暇活動や地域活動の支援を行うボランティアの育成に努めます。

2 障がいのある人の生活を守ります

障がい福祉サービスは、就労継続支援A型・B型、短期入所、生活共同援助（グループホーム）などの利用が大幅に増加しており、短期入所やグループホームのニーズは依然として高くなっています。また、訪問系サービスについては、夜間の利用に関する要望もあります。一方、サービス事業所においては人材不足などによりサービスの拡充が難しい状況にあります。

障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、日々の地域での暮らしを支援する、訪問系サービスや日中活動系のサービスなどについては、ニーズに対応したサービスが提供できるよう、サービスの量と質の確保を図ります。

また、生活の拠点となる居住の場として、グループホームの整備の促進を図ります。

(1) 地域生活支援拠点の整備 **重点施策**

(2) 障がい福祉サービス（訪問・日中活動系）等の充実

- 地域での自立した暮らしを支える、居宅介護、重度訪問介護などの訪問系サービスについて、必要なサービスの量および質の確保を図ります。
- 最重度の障がいのある人（重度訪問介護利用者）が入院した場合には、医療機関等においても重度訪問介護の支援を行います。
- 障がいのある人の状況に応じた日中活動の場が確保されるよう、生活介護、自立訓練、就労継続支援、地域活動支援センターなどの日中活動系サービスの必要なサービス量の確保に努めます。
- 重症心身障がいのある人等の日中活動の場、また障がいのある人の交流の場として、「障害者デイサービス施設ひかり」の安定的な運営に努めます。

(3) グループホームの整備促進

- 障がいのある人が地域で自立した生活を送る住居を確保するとともに、入所施設から地域生活への移行を促進するため、市独自の整備費助成制度を継続して実施し、グループホームの整備を促進します。

(4) 手当の支給等

- 特別障害者手当等の法に基づく手当に加え、公的年金を受給していない人に小牧市心身障害者扶助料を支給します。

(5) 福祉人材の確保

- サービス充実のための人材については、サービス事業所、ハローワーク等関係機関と連携して確保を図ります。
- 社会福祉協議会や関係団体と協力し、手話、要約筆記等の養成講座、ボランティア育成のための福祉の入門講座を開催します。
- 今後増大することが見込まれる医療ニーズに応えるため、医療職の確保について調査・研究を進めます。
- 障害者基幹相談支援センターの設置等を検討し、福祉人材の養成、質の向上を促進します。

3 障がいのある人の就労を支援します

障がいのある人の就労については、関係機関と連携して、一般就労機会の拡大や職場定着を図ります。また、さまざまな就労形態の場の確保や工賃アップをめざした取り組みを推進します。

(1) 事業所の理解促進

- 障害者雇用支援月間等に、公共職業安定所等と協力し、障がいのある人の雇用促進に関する広報・啓発活動に取り組み、企業等の理解・協力を促進します。
- 企業からの問い合わせや雇用推進セミナーの参加について、小牧市障害者自立支援協議会就労支援連絡会は、近隣市町の自立支援協議会や就業・生活支援センターと連携して取り組みます。
- 障害者雇用促進奨励金については、就労支援施策の充実、障がい者の雇用・就労に関する考え方を踏まえ見直しを行います。
- 障がいのある人が働きやすい職場の環境づくりが促進されるよう、広報・啓発活動を推進します。

(2) 就労施設への支援

- 障がい者就労施設等からの物品の調達や役務の提供については、市の調達方針にそって優先的に発注を行い、施設等の仕事を確保することにより、障がいのある人の就労を支援します。

図表 6 - 1 障害者就労施設等からの物品等調達実績

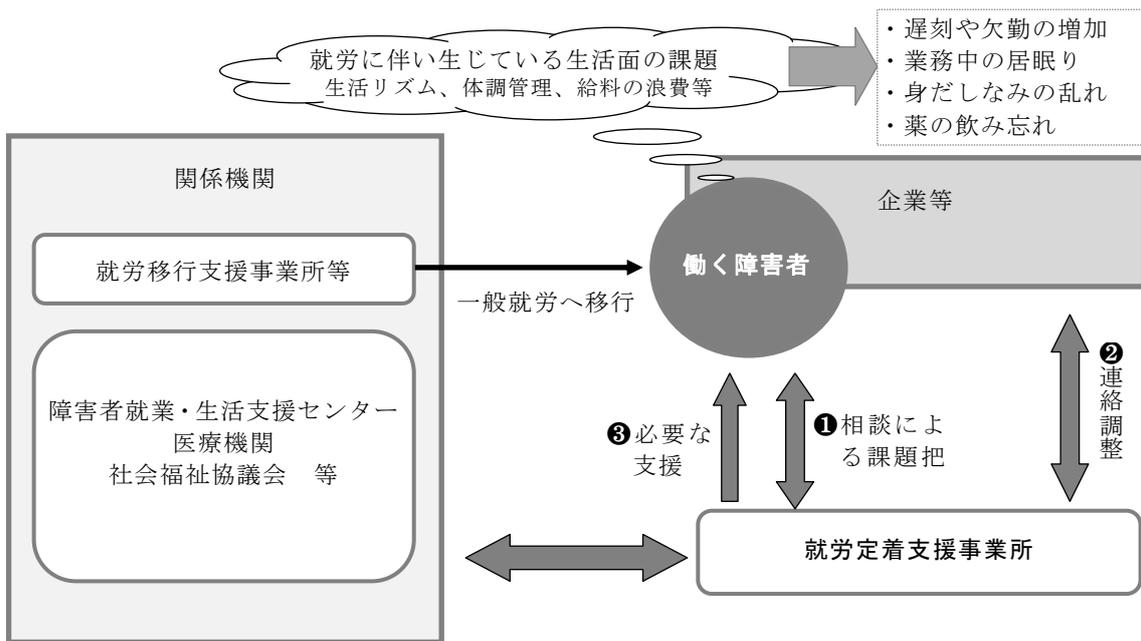
区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
優先調達の目標額	800万円	1,000万円	1,000万円
調達額	904.8万円	802.8万円	—

- 「障害者が働く事業所ガイドブック」については、毎年度更新して、企業、働きたいと思っている障がいのある人へ情報を発信します。

(3) 障がい者雇用の推進

- 就労移行支援、就労継続支援事業A型・B型などの就労系サービスの量・質の確保に努めます。
- 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、家族・企業・関係機関等との連絡調整、相談等の必要な支援を行う就労定着支援事業所の参入を促進します。

図表 6-2 就労定着支援のイメージ



- 小牧市では、障がいのある人の雇用率が法定雇用率を上回るよう、計画的な採用を行います。また、引き続き障がい者の職域の拡大に努めます。

4 障がいのある人の療育を支援します

障がいのある児童の可能性を最大限に伸ばし、持てる能力を十分発揮できるように、早期療育の充実に努めるとともに、継続的な支援が行われるよう、保健センター、子育て支援センター、保育園・幼稚園・こども園、あさひ学園、障害児通所支援事業所、小中学校、特別支援学校、県の関係機関等との療育のネットワークの強化を図ります。

学校教育においては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに応えるインクルーシブ教育を推進します。

(1) ネットワークの構築

- 自立支援協議会こども連絡会など、関係機関が定期的集まる場を開催し、情報共有をはじめ課題の整理を行います。また、他の機関との連携を深めることで、地域の課題や個別の課題の解決に向けて取り組みます。
- 発達段階や障がいの程度に応じて適切な療育が受けられるよう、保健センター、保育園・幼稚園・こども園、あさひ学園、放課後等デイサービス事業所等、児童相談所、特別支援学校、発達障害者支援センター(コロニー)等関係機関によるネットワークの充実に図り、切れ目のない支援を行います。
- 乳幼児健診等において発達に関して支援が必要な幼児やつきあいにくさ、かかわりづらさのある幼児をもつ親に対して、保健師、看護師、保育士が、親子で共感できる遊びや体験を通して、子どもとの付き合い方を知ることで、親子が豊かな生活を送ることができるよう支援します。療育が必要な幼児には「あさひ学園」の利用を勧めます。

(2) 障がい児相談・早期療育の充実

- 障がいのある児童の心身の状況や環境、児童・保護者の意向などを踏まえて適切なサービスが利用できるよう障がい児相談支援の充実に図ります。
- あさひ学園では、自閉症、アスペルガー症候群、ADHDなどの発達障がいのある児童の相談・情報提供、カウンセリングを行います。

- 外出が著しく困難な重度の障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援や、保育所等訪問については、実施体制の充実を図ります。
- 発育や発達に不安のある児童の保護者に対して、「はじめのいっぽ」を配布し、子育て支援、教育、相談等のサービス、医療機関等の情報を提供します。

(3) サービスの質の向上

- サービス事業者が支援に係る知識の修得や技術の向上について自ら取り組むよう意識啓発を行います。また、事例検討会や研修会などを開催します。
- 放課後等デイサービスの質の確保とサービスの適切な利用を促進します。

(4) 子ども・子育て支援における障がい児の受け入れ推進

- 障がいがある児童と障がいのない児童と一緒に保育することで、障がいのある児童の心身の発達を促すとともに、児童の障がいに対する理解を深めるなどインクルーシブな保育・教育を推進するため、今後も市立の保育園・幼稚園・こども園において、集団保育可能な障がいのある児童の受け入れを行います。
- 児童クラブおよび放課後子ども教室において、障がいのある児童の適切な受け入れを行います。
- 一時預かり事業、延長保育事業において、障がい児の受け入れを想定した「訪問型」を実施します。

(5) インクルーシブ教育の推進

- 同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに応えるインクルーシブ教育を推進します。
- 児童生徒一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて、教材、意思疎通支援、施設のバリアフリー化など基礎的環境整備を進め、合理的配慮の提供を図ります。
- 小・中学校の通常の学級に在籍する発達障がいなど支援を必要とする児童・生徒を対象として、障がいの状態に応じて特別な指導を行う通級指導の充実を図ります。
- 小・中学校の特別支援学級と通常の学級、小・中学校と特別支援学校の間において、障がいのある児童・生徒とない児童・生徒の交流および共同学習を推進する

ことにより、相互理解を深めます。また、地域の障がい者支援施設等との交流を促進し、福祉学習の充実を図ります。

(6) 学校との連携

- サービス事業所や関係機関と学校との連携を図り、就学に向けた児童と保護者への総合的な支援に努めます。
- 一般就労や就労系サービスの利用など、卒業後の多様な進路が確保されるよう、相談支援事業所等との情報交換、連携を図ります。

5 障がいのある人の 地域医療を確保します

障がいのある人が安心して地域で医療を受けられるよう、利用しやすい医療施設の配慮を医療機関に働きかけるとともに、医療費の助成を行います。

受け入れ体制が整えば退院が可能な精神障がいのある人については、福祉・保健・医療等が協議の場を通じて、連携による支援体制の構築を目指し、精神科病院から地域生活への移行を促進します。

(1) 医療費の助成

- 自立支援医療、難病医療費助成制度等に基づく医療費の公費負担に加え、障がいのある人が安心して必要な医療を受けられるよう、保険診療で自己負担となる医療費について助成を行います。

(2) 地域での医療の確保

- 医療機関や医師会と連携して、地域における医療提供体制の構築を目指します。
- 訪問診療、訪問看護等の充実を図ります。

(3) 医療的ケア児等の支援

- 痰の吸引や経管栄養を必要と医療的ケア児等については、学校生活、障害福祉サービスの利用が難しい、緊急時の受け入れ先がないなどの課題があります。地域で必要な支援を受けられるよう、また緊急時の受け入れができるよう、関係機関が協力して総合的な支援体制の構築をめざします。このため、自立支援協議会等において検討を進めるとともに、必要に応じて広域での検討を行います。

(4) 難病患者への支援

- 保健所が行う難病患者への事業や協議に関して、必要に応じて参加、協力していきます。
- 難病患者を対象とする治療と仕事の両立支援の仕組みについて周知を図ります。

(5) 精神障がい者等の地域移行

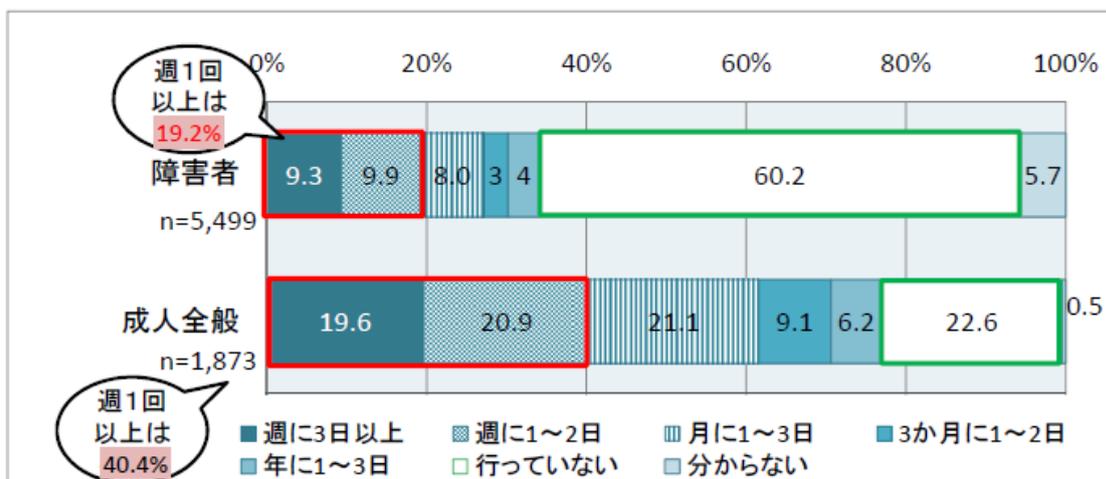
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。これにより、精神科医療機関、一般医療機関、相談支援事業者、保健所、市などとの重層的な連携による支援体制の構築を目指し、精神障がいのある人の地域への移行を促進します。
- 病院、障害者支援施設等から一人暮らしへの移行を希望する精神障がいや知的障がいのある人について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、相談・助言を行うなど円滑な地域生活に向けた支援を行います。

6 障がいのある人の社会参加を促進します

スポーツ・文化・レクリエーション活動などは、生活にうるおいをあたえ、仲間づくり、自己実現の場となります。また、身体障がいのある人にはリハビリテーションになり、運動不足で肥満になりがちな障がいのある人にとっては健康管理にも役立ちます。活動への参加機会の提供、参加しやすい環境整備等を進め、障がいのある人のさまざまな活動への参加を促進します。

手話通訳者、要約筆記者の派遣等の利用を促進し、意思の疎通に障がいのある人の社会参加を支援します。

過去1年間にスポーツ・レクリエーションを行った日数(20歳以上)



(出典)・平成27年度スポーツ庁委託事業「地域における障害者スポーツ普及促進事業(障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究)報告書」
・内閣府「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査(附帯:テロ対策に関する世論調査)」(平成27年6月)

(1) 意思疎通支援の充実

- 障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳、要約筆記等の方法により、意思疎通の円滑化を図ります。
- 手話奉仕員養成講座を開催するなど、意思疎通支援に係る人材の育成に努めます。
- 入院時における意思疎通支援や重度訪問介護の利用について、周知を図ります。
- 情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障がいのある人に対して、日常生活用具の給付・貸与を行います。

(2) スポーツ大会の開催

- 身近な地域における障がい者スポーツを普及するため、スポーツ関係者と障がい福祉関係者が協働して環境の整備を推進します。
- 市民のスポーツ大会・イベント等へ障がいのある人が参加しやすい環境を整備し、障がいのある人の参加を促進します。
- スポーツに取り組む障がいのある人の裾野を広げるとともに、障がい者スポーツを通して障がい者理解が進むよう、障がい者スポーツ大会の開催・充実を支援します。
- 障がい者スポーツ・レクリエーションのボランティアの確保・育成を促進します。

(3) 文化芸術活動への取り組み

- 障がいがあっても気軽に参加できるコンサートの開催などを検討します。
- 障がいのある人の創作活動や展示・発表の場の充実を図り、障がいのある人の文化芸術活動を支援します。
- 学校、サービス事業所、関係団体等と連携して、文化芸術に親しむことができる環境の整備を促進します。
- 市が企画するイベントについては、障がいのある人に配慮した環境の整備に努めます。

(4) 余暇活動の場の確保

- ふれあいセンターなどで、絵画、書道、編み物、陶芸などの各種教室を開催します。
- 余暇活動等参加のための移動支援等の利用を促進します。

(5) 外出支援

- 自動車運転免許の取得に要する費用の一部助成、自動車の改造に要する経費の助成を行い、障がいのある人にとって重要な移動手段である自動車の利用を促進します。
- 障がいのある人の外出を支援するため、タクシー代の基本料金またはガソリン代の補助を行います。

○障がいのある人の外出を支援する行動援護や移動支援については、事業所の参入を促進して、必要なサービスの量・質の確保を図り、利用者の柔軟な利用を図ります。

(6) 社会参加のしやすさの向上

○「障がいの社会モデル」の考え方にそって、障がいのある人にさまざまな情報が届き、活用ができるよう、ホームページの内容の充実を含め、社会参加のしやすさの向上に向けた取り組みを推進します。

○視覚障がいのある人のための点字広報や声の広報の普及・充実を図ります。

○視覚障がいのある人が活字文書読上げ装置を利用して情報が得られるよう、音声コードの普及に努めます。

○市役所、保健センター等への申し込み、問い合わせ方法について、電話に限らず、できる限りファックスの使用が併用できるよう配慮します。

○障がいのある人のためのサービス、制度を分かりやすく説明した福祉ガイドブックを作成します。

7 障がいのある人の環境を整備します

障がいのある人はもちろん、高齢者、子ども、けがをした人、妊婦など、あらかじめだれにでも利用しやすいように配慮して、建築物、公共交通機関、道路の整備を進めるユニバーサルデザインの考え方を基本として環境整備に努め、人にやさしいまちづくりを推進します。

また、地域ぐるみの防犯・防災のネットワークを構築し、障がいのある人が地域や家庭で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

(1) 公共施設等のユニバーサルデザイン化

- バリアフリー法、その他関連計画にそって、ハード、ソフト両面からの公共施設等の整備・改善を進めます。
- 電車、バス等の公共交通機関の施設、停留所、車両等の段差の解消、音声・文字情報の充実、職員の対応等について、事業者に改善を働きかけていきます。

(2) 緊急時の対応

- 聴覚・言語障がいのある人がスマートフォンの画面タッチで「119番通報」できる「NET119」システムの周知に努めます。
- ファクシミリにより緊急通報を警察で受理する「ファックス110番」、急病・火災等の緊急時に小牧市消防本部に直接連絡が入る「ファックス119番」の周知に努めます。

(3) 災害対策

- 現在、福祉避難所は3施設が指定されておりますが、さらにサービス事業所等と連携して指定施設の拡充を図るとともに、受け入れ態勢の整備について検討します。
- 避難所については、施設のバリアフリー化、電源の確保等、障がいのある人への配慮に努めます。また、一般の避難所においても、災害時にすぐに避難できる福祉避難スペース（室）の確保を図ります。

福祉避難所は、一般の避難所で生活することが困難な災害時要援護者（高齢者、障がいのある人、妊産婦の方など）が利用する二次的な避難所です。いったん一般避難所に避難し、福祉避難所の受け入れ態勢が整ってから誘導が行われます。

現在指定しているのは市の施設のみであり、今後は民間の通所系サービス事業所等に働きかけを行い、協定を結び指定施設の増加を図ります。

図表 6 - 3 福祉避難所

野口の郷（第1老人福祉センター）
小針の郷（第2老人福祉センター）
あさひ学園（ふれあいの家）

(4) 災害時の支援体制の構築

- 障がいのある人を含めた避難訓練、防災訓練の実施を検討します。
- サービス事業所における、防災マニュアルの作成を推進し、防災の意識を高めていきます。
- 災害時要援護者対策の一環として、ストマ装具を必要とし、保管を希望する障がい者を対象として、市役所の災害対策用資機材庫を保管場所として提供し、ストマ装具の保管を行います。
- 避難行動要支援者台帳への登録、個別計画の作成をすすめ、避難支援体制の構築を図ります。

8 **障がいのある人の** 相談支援を充実します

障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、相談支援体制の充実に努めます。

(1) 相談支援体制の充実 **重点施策**

(2) 相談員の質の向上

- 障害者相談支援専門員等の質の向上を目指した研修の開催等により、相談支援事業所の人材育成を促進します。
- 基幹相談支援センターが設置された場合には、センターを中心に相談支援事業者への指導助言を行うとともに、相談支援事業者の人材育成を進めます。

(3) 相談先の周知

- 民生委員、包括支援センター等が地域での見守り活動を通じて支援が必要な人を発見した場合、速やかに相談機関へつなげることができるよう、関係者及び関係機関への相談先の周知に努めます。

(4) 小牧市自立支援協議会の充実

- 相談支援事業所連絡会が中心となり、自立支援協議会全体の活性化に努めます。具体的には、相談支援事業所連絡会から各連絡会に対して、検討すべき課題を提案したり、実際に相談員が各連絡会に参加するなどして、検討を進めます。
- 相談支援事業所連絡会においては、困難事例のケース検討を行います。これにより、多くの相談員のアイディアで打開策を探るとともに、相談員一人ひとりの提案力、課題解決力を向上させます。
- 差別解消支援地域協議会は、その機能を自立支援協議会に置くこととします。

図表 6 - 4 小牧市障害者自立支援協議会

